

別表（第3条関係）

補助対象事業	対象経費	補助金額等
(1) 税制申請に係る事業	(1) 特例承継計画の作成経費 (2) 認定申請支援の代行経費 (3) 特例適用贈与申告書の作成経費 (4) その他必要と認められる経費	補助対象経費の3分の2以内とし、限度額は、50万円とする。
(2) 株価評価等に係る事業	(1) 株価評価に係る経費 (2) その他必要と認められる経費	補助対象経費の2の1以内とし、限度額は、50万円とする。

備考

- 1 補助対象経費につき、国、地方公共団体又は公共的団体等から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除する。